

「縁結び」のロゴ使用及び商標についての注意事項(申請者用)

神話の国 縁結び観光協会

松江市殿町1番地

TEL 0852-55-5630

1. 縁結びロゴについて

- ① 著作権は、当協会に帰属する。
- ② ロゴの無償提供は、別添申請書により、当協会が承認する。

ただし、商品等にこのロゴを使用して販売する行為は商標の使用に該当します。当協会は貴社による商標の使用について何らかの責任を負うものではなく、第3者の権利(商標権)を侵害しないことを保証するものではありません。

商標使用に際しては、事前に使用する商品に対して第3者の権利(商標権)が存在するか商標調査の上、貴社の責任に基づき使用してください。

- ③ 使用期間は、1年間とする。(継続して使用する場合は、期限前に再度申請すること。)

【使用条件】

- I. 出雲路(安来市・松江市・出雲市)のエリア内の地方自治体等、または、民間団体、民間企業等であること。(本店もしくは支店(営業所)をエリア内に構えていること。)
 - II. 商品等の産地表示が出雲路管内であること。
 - III. 公序良俗に反しないものであること。
 - IV. 出雲路の観光振興に協力すること。
 - V. 公租公課の義務を果たしていること。
 - VI. 他の商品等に転用しないこと。
 - VII. 当協会のHP, PR展等に商品をサンプル提供すること。(画像及び商品現物)
- ④ デザインの変更・加工・色変更・縦横比変更は行わないこと。
ただし、大きさの変更は自由。

【縁結びロゴ】



2. 商標について

第3者の商標権を侵害する場合は、権利者に許諾を得た上で使用する必要があります。

なお、商標制度概要や商標調査方法や商標出願手続きなど、商標に関する問い合わせについては「しまね知的財産総合支援センター」や専門家にご相談ください。

- ① インターネットの特許電子図書館(IPDL)で検索する。
 - ・特許電子図書館URL <http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>
- ② 知的財産(特許・実用新案・意匠・商標)全般に関する無料相談。
 - ・松江市北陵町1番地(テクノアークしまね)
 - しまね知的財産総合支援センター「しまね産業振興財団 技術支援課内」
 - TEL 0852-60-5145